

**京都市の3D都市モデルを活用した開発型コンテスト（ハッカソン）
企画・実施運営等に係る業務委託仕様書**

1 委託業務名

京都市の3D都市モデルを活用した開発型コンテスト（ハッカソン）の企画・実施運営等に係る業務

2 委託業務の趣旨・目的

- 本市では、国土交通省と連携し、都市計画やまちづくりのデジタルトランスフォーメーションの実現に向け、3D都市モデル*を公開した。
 - ※ 3D都市モデル:建築物や土木構造物の三次元形状を仮想空間に再現する都市空間情報プラットフォームであり、現在、様々な領域における新たなサービスやイノベーションの創出が進みつつある。
- 3D都市モデルを活用した開発型コンテスト（ハッカソン）は、自らの技術と3D都市モデルを組み合わせ、新しい価値を生み出すことを目的に、エンジニア、デザイナー、プランナー、マーケターなどが即席チームを作り、それぞれの技術やアイデアを持ち寄り、2日間で集中して新しい商品・サービス・システム・アプリケーションなどを開発し、成果を競い合うものである。
- 本市では、3D都市モデルの新しい活用策を編み出し、それらが市民や事業者等に活用されることで、京都の町並みや歴史・文化、営みの保全・継承や創造につなげることを目的として、開発型コンテスト（ハッカソン）を実施するため、その企画・実施運営等に係る業務委託を行うものである。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和5年12月28日まで

4 業務内容

上記の目的を達成するため、業務内容は次のとおりとする。

- (1) 3D都市モデルを活用した開発型コンテスト（ハッカソン）に関する企画・実施
ア 概要

本市が有する3D都市モデルをベースにしたまちづくりDXの推進に向け、3D都市モデルの新しい活用策を編み出し、京都の町並みや歴史・文化、営みの保全・継承や創造につなげる成果物を創出する2日間の開発型コンテストを企画・実施・動画配信する。

実施内容や手法、規模、スケジュール等を具体的に提案し、外部のテクニカルサポーターや審査員を招聘し、イベント内容を組み立てるとともに、アイデアの講評・表彰を行う。

動画配信については、成果発表の様子を配信することとし、基本的に発表者とスクリ

ーンを映し、講評の際には審査員を含めたやりとりを映すこととする。また、国土交通省 Project PLATEAU You Tube チャンネルにおいてオンデマンド配信用に編集を行うこと。

イ 開催日及び会場

ハッカソンの開催日及び会場については、以下を予定している。

開催日：令和5年11月18日（土）・19日（日）の2日間

会場：京都知恵産業創造の森 オープン・イノベーション・カフェ「KOIN」
京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター3階

※ 会場については本市が無償で手配する。

(2) 3D都市モデルを活用した開発型コンテスト（ハッカソン）に係る広報

大学などの研究機関や民間企業、エンジニア、デザイナー、プランナー、マーケター等が本事業に興味を持ち、積極的な応募が促せるよう、広報活動を行う。その際、京都市内で3Dモデルの研究や開発を行っている、又は興味のある人々に対して高い訴求性を持つよう配慮すること。

※ 具体的かつ有効な手法を提案に盛り込むこと。

(3) 京都市の3D都市モデルを活用したイノベーション創出に係る普及啓発

ア ハッカソンやイノベーション創出事例の全国発信

地域のコミュニティにおいて熱意ある主体が集まり、情報交換、チームビルド、開発ナレッジ共有及びプロトタイピング等が活発に行われるため、ハッカソンやイノベーション創出事例を取り上げ、事業者や関係者と調整の上、全国に向けてウェブサイト等を幅広く活用して情報発信を行うほか、各種メディアへの広報活動を行う。

※ 具体的かつ有効な手法を提案に盛り込むこと。

イ 京都市の3D都市モデル活用に関する助言等

上記アのほか、京都市の3D都市モデル活用に係る普及啓発活動について助言等を行う。

5 委託業務の進行等

(1) 業務スケジュールの調整

受託者は、業務開始に先立ち、今後の業務スケジュール表を作成し、本市に届け出て承認を得るものとする。

業務の実施に当たっては、逐次、本市と協議を行い、本市の指示により業務を進める。また、受託者は本市や関係機関等と協議を行った場合は、速やかに協議録を作成し、本市担当職員に提出する。

(2) 進ちょく状況の報告

受託者は、業務進ちょく状況その他必要事項について、適宜、本市に報告を行うものと

する。

(3) 協議事項

本仕様書に定めのない事項及び業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、本市と受託者の協議により決定するものとする。

6 業務の成果

本市に納品する成果品は、以下のとおりとする。

(1) 業務完了報告書 2部

(2) その他本業務において取得又は作成した原稿、原図、各種データファイル 一式

※ 上記の成果品データのファイル形式は以下のとおりとする。

- ・ 動画：MP4形式
- ・ 画像：JPEG形式
- ・ 文章：Microsoft Word用データ（.docx又は.doc）

※ 成果品データについては、DVD等の記録媒体に記録し、納品すること。

7 成果品の権利

受注者が引き渡した成果品に関する権利（著作権等）の一切は本市に帰属する。ただし、ハッカソンでの成果となる作品の著作権その他の知的財産権は、参加者に帰属するものとする。

8 委託料の支払い

本業務完了後、受託者からの請求により支払う。

なお、前金払及び部分払は行わない。

9 留意事項

- ・ 業務の内容について機密を守り、本市の許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない（業務完了後も含む）。
- ・ 業務上受託者の不注意や不備により生じた全ての費用は、受託者の負担とする。
- ・ 受託者は業務の実施に当たり、関係法規を遵守し、常に適切な管理を行わなければならない。
- ・ 受託者は、本件業務実施中に生じた諸事故に関して一切の責任を負い、本市に発生原因・経過・被害状況等を速やかに報告し、本市の指示に従うものとする。本業務の実施に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受託者が負担しなければならない。

10 貸与資料

- ・ 本市は、本件業務の実施に当たり、受託者に本業務の遂行に必要とされる資料を貸与す

るものとする。貸与方法に関しては協議の上、決定するものとする。

- ・ 受託者は、貸与された資料を破損・紛失しないよう十分注意して取り扱わなければならない。
- ・ 受託者は、貸与された資料を本市の許可無く複製してはならず、また、本業務以外に使用してはならない。
- ・ 受託者は、貸与された資料を本件業務完了後、速やかに本市に返却しなければならない。また、写しをとっている場合は、写しも同様とする。

1.1 その他

- (1) 受託者は、業務完了後、成果品に不備があった場合、本市の指示により受託者の負担において直ちに再調査等を行い、その誤りを訂正するものとする。
- (2) 契約後、社会情勢の変化により、業務内容に変更が生じた場合は、委託業務内容の変更等を行う可能性がある点、あらかじめ留意すること。その場合、京都市と受託者で協議のうえ、変更契約等の手続を行う。

以上